

1. 9月4日～10日は救急医療週間です

9月9日（金）は救急の日です。また、9月4日（日）～9月10日（土）は、救急医療週間となっています。救急医療は、人命に関わる大切なものです。この機会に、救急車の正しい利用法を知っておきましょう。

救急車を利用できる人は

- ・災害により生じた事故の傷病者
- ・屋内外において生じた事故の傷病者や、急病などで迅速に搬送する適当な手段がない場合
- ・生命の危険や著しく悪化する恐れがある疾病の傷病者で、迅速に搬送する必要がある場合

こんな利用はさけてください

- ・緊急性のない軽い怪我や病気
- ・入院するためのタクシー代わり
- ・怪我や病気でない酔っ払い

119番で救急車を呼ぶときの注意

- ・火事と救急の区別を「救急です」
- ・所在地と目標物をはっきりと
「〇〇町〇〇番地の〇〇です。近くに〇〇があります」
- ・傷病者の氏名、性別、年齢（事故の場合は人数）
- ・どうして怪我をしたのか、どんな状態で発病したのか
- ・症状を具体的に、意識、呼吸、脈拍はあるか
- ・かかりつけ、または要請側で連絡がとれている医療機関
- ・救急車のサイレンが聞こえたら、誘導をお願いします。

<救急に関する問い合わせ先>

大槌消防署 救急係 0193-42-3121

2. 岩手県立大槌病院高齢者出前相談の開催について

大槌町地域包括支援センターでは、岩手県立大槌病院内で「高齢者出前相談」を行います。相談内容に応じ必要なサービスや制度が利用できるよう支援しますので、ご相談ください。

日 時 8月17日～ 毎週水曜日 10:00～12:00

場 所 院内 眼科診察室

相談内容 高齢者の介護に関する相談、介護保険に関する相談、生活相談など

<問い合わせ先>大槌町福祉課 地域包括支援センター 0193-42-8715

3. 高齢者基本台帳、基本チェックリストへのご協力依頼について

地域包括支援センターではこれまで2年に1度、民政児童委員の協力を得て65歳以上の方を対象に現在の状況把握と、災害時などの対応として緊急連絡先、かかりつけ医などを確認調査し、高齢者基本台帳を作成してきました。しかし、今回の震災により台帳を流しました。また、仮設住宅などへの入居のため住所や連絡先の変更もあり、改めて訪問調査をしておりますので、訪問の際は、ご協力願います。

なお、調査員は大槌町職員のほか、日本社会福祉士会会員、岩手県長寿社会振興財団の職員で構成しております。

<問い合わせ先>大槌町福祉課 地域包括支援センター 0193-42-8715

4. 被災者支援なんでも行政相談所の開催について

岩手行政評価事務所では、被災された皆さまの生活の安定・再建の一助として、被災者支援なんでも相談所を開設します。

日 時：8月31日（水） 10:00～16:30

場 所：中央公民館3階大会議室

参加機関：盛岡地方法務局、岩手労働局、住宅金融支援機構、日本政策金融公庫、岩手県沿岸広域振興局県税室、岩手県信用保証協会、岩手県弁護士会、岩手行政評価事務所

<問い合わせ先> 岩手行政評価事務所行政相談課 019-622-3470

5. 台湾佛教慈濟基金会第2回（最終）住宅被害見舞金支給のおしらせ

日時 8月29日（月） 9：00～12：00
場所 中央公民館3階大会議室
対象 ①3月11日時点で大槌町に住居登録をしていた方
②住宅が全壊、大規模半壊、半壊となった世帯
③前回、同会の支給を受けていない方
必要書類 リ災証明書（コピーでも可）、身分を証明するもの（免許証、保険証など）、印鑑
支給額 単身世帯＝3万円 2～3人世帯＝5万円 4人以上世帯＝7万円
注意事項 家族以外の方が申請する場合は、委任状を持参してください。

<問い合わせ先> 台湾佛教慈濟基金会日本支部（月曜日～金曜日 10：00～17：00）
電話03-3203-5651 FAX03-3203-5674

6. 岩手県による支援物資の無償配布について

県では、大槌町の仮設住宅入居者や在宅避難者の皆さんを対象に衣類や日用品などの支援物資を無償配布します。

日時・場所	9月 8日（木）	10：00～12：00	大槌第7仮設団地付近（大槌第12地割内内）
		14：00～16：00	大槌第5仮設団地付近（大槌第5地割内内）
	9月18日（日）	10：00～12：00	ふれあい運動公園
		14：00～16：00	小槌第4仮設団地付近（小槌第17地割内）
	9月22日（木）	10：00～12：00	浪板交流促進センター
		14：00～16：00	赤浜小学校グラウンド

<問い合わせ先> 岩手県環境生活部 県民くらしの安全課 019-629-5322

7. 予防接種のおしらせ

「MR（麻しん・風疹）4期予防接種」

9月 3日（土） H5.4.2～H6.4.1生まれ（男子）
9月10日（土） H5.4.2～H6.4.1生まれ（女子）
受付時間 13：00～13：20

「BCG予防接種」

9月 5日（月） H23.5月生まれ
受付時間 13：00～13：20
会場 大槌町仮設保健センター（大槌町ふれあい運動公園内）
持ち物 予診票、母子健康手帳

<問い合わせ先> 大槌町福祉課 健康推進班 0193-42-8715

8. 乳児相談のおしらせ

○4か月児相談および7か月児相談

対象者：≪7か月児相談≫平成23年2月生 ≪4か月児相談≫平成23年5月生
※対象月齢以外のお子様でも、離乳食の進め方など育児に関する不安やお悩みがあれば気軽にご相談ください。
期 日：9月5日（月）
受付時間：≪7か月児相談≫ 9：30～10：00
≪4か月児相談≫ 13：30～14：00 ※4か月児相談はBCG接種終了後に実施します

○2歳6か月児相談

対象者：平成21年2月生、平成21年3月生
※対象月齢以外のお子様でも、発育・発達に関する不安、育児に関する不安やお悩みがあれば気軽にご相談ください。
期 日：9月12日（月）
受付時間：≪平成21年2月生≫ 9：30～10：00 ≪平成21年3月生≫ 13：30～14：00

会場：大槌町仮設保健センター
内容：身体計測、離乳食の進め方、発育・発達相談 等
持ち物：母子健康手帳（持っていない場合には再発行できます）

<問い合わせ先> 大槌町福祉課 健康推進班 0193-42-8715

9. 精神保健相談（こころの相談）および各種健康相談検査のお知らせ

釜石保健所では下記のとおり相談および各種検査を実施します。いずれも予約制で、費用は無料です。

- ・精神健康相談（こころの相談）・・・毎月第4木曜日（8月25日、9月22日） 13：30～16：30
 - ・エイズ相談・HIV抗体検査
 - ・肝炎ウイルス検査（B型・C型）
 - ・性感染症検査（クラミジア抗体検査）
- 毎月第3木曜日（9月15日） 13：30～14：30
- ・骨髄バンク登録・・・毎月第3木曜日（9月15日） 14：30～15：00

<問い合わせ先> 釜石保健所 保健課 0193-25-2702

10. 高齢者等共同仮設住宅の入居申込について【随時募集】

東日本大震災で被災者した高齢者等が、恒久住宅へ移るまでの間、安心して日常生活を送れるよう支援するため、共同仮設住宅を整備しました。共同仮設住宅とは1つの建物に仕切られた個室が10室あり、台所、トイレ、お風呂等は共同で利用する仮設住宅です。また、相談員を配置し、24時間体制で生活支援を行います。8月2日から8月12日の間に入居募集を行いました。また、空きがあるため入居募集期間を随時の募集に変更しました。また、入居を検討されている方は、見学も随時対応しますので福祉課へお気軽にご相談ください。

例えば・・・仮設住宅で一人での生活に不安に感じている高齢者
仮設住宅の生活で段差、入浴等に不自由に感じている高齢者

1. 入居条件

(1) 以下の①のア、イのいずれかに該当し、且つ、②のアからカのすべてに該当することを条件とします
(仮設住宅へすでに入居を開始している方も可とします)

①住宅の損壊の状況【いずれか1つに該当すること】

- ア 住宅が全壊、全焼または流出した世帯
- イ 住宅が半壊、半焼以上の被害を受け、その住宅にすめなくなった方

②入居希望者の状況【すべてに該当すること】

- ア 年齢が65歳以上であること
- イ 要介護状態までにならない方（要介護度が要支援2までの方）
- ウ 少人数による共同生活を営むことに支障がない方
- エ 自傷他害の恐れがない方
- オ 医療機関において常時治療をする必要がない方
- カ 感染症がないこと

(2) その他町長が特に必要と認められた者

2. 建設地、定員

恵水溝地区高齢者等共同仮設住宅①	定員10名	大槌町大槌第5地割恵水溝47番地1
恵水溝地区高齢者等共同仮設住宅②	定員10名	大槌町大槌第5地割恵水溝47番地1
清掃事業所地区高齢者等共同仮設住宅	定員10名	大槌町小槌第17地割字曾根43番1
浪板地区高齢者等共同仮設住宅	定員10名	大槌町吉里々々第9地割字角地4番

3. 入居の費用

家賃は無料ですが、入居者の利用に応じた光熱水費、消耗品費、通信費及び食事の賄材料費等は実費負担となります。

4. 申込み受付期間等

- 【受付場所】 大槌町役場仮庁舎 福祉課介護班
- 【受付日時】 平成23年8月23日から平成24年3月31日
午前8時30分から午後17時15分まで（土日を除く）
- 【持参するもの】 り災証明書（写しでも可）

<問い合わせ先> 大槌町福祉課 介護班 0193-42-8715（内線161）

11. 東日本大震災津波被災者用仮設事務所等施設の入居者募集について

6月30日で受付終了していましたが仮設事務所等について、応募者のキャンセルにより下記のとおり追加募集いたします。

対象者 町内の被災事業者
募集期間 9月2日まで
入居者の決定 応募者多数の場合は、抽選となります。

<所在地>	<用途>	<面積>	<備考>
大槌北小学校	店舗・飲食店	約50㎡	プレハブ、1F
大槌北小学校	飲食店・スナック	約40㎡	プレハブ、2F
大槌北小学校	店舗・事務所	約26㎡	プレハブ、2F
大槌北小学校	店舗・事務所	約33㎡	プレハブ、2F
大槌北小学校	店舗・事務所	約33㎡	プレハブ、2F
大槌北小学校	店舗・事務所	約33㎡	プレハブ、2F
大槌第12地割字枉内	店舗・事務所	約50㎡	プレハブ、平屋

<問い合わせ先> 大槌町産業振興課 水産商工班 0193-42-8717 大槌商工会 0193-42-6550

1 2. 商工関係各種補助事業について

「中小企業被災資産修繕事業費補助事業」

被災した町内事業者が、元の建物や機材を修繕して事業再開を行う場合、修繕費の一部を助成します。

- (対象者) 被災した大槌町内の店舗、工場等の修繕を行う中小企業者
(補助内容) 店舗(卸小売業、サービス業等)
【対象事業費】 100万円以上
【補助率】 対象事業費の 1/2 (上限200万円)
- 工場(製造業、建設業、運輸業等)
【対象事業費】 1,000万円以上
【補助率】 対象事業費の 1/2 (上限2,000万円)
- 旅館業(旅館、民宿)
【対象事業費】 1,000万円以上
【補助率】 対象事業費の 1/2 (上限2,000万円)

※平成23年3月11日以降に修繕したものが対象となります。

機材等の償却資産も対象となりますが修繕のみを対象とし、新規に購入したものは対象となりません。また、建物については税務会計上「修繕費」として計上できるものに限られますのでご注意ください。

「移動販売用車両購入等補助事業」

移動販売用車両を購入した町内事業者を対象に購入費等の一部を助成します。

- (対象者) 町内仮設住宅周辺での移動販売を目的に、移動販売車両を購入する町内事業者
(被災していない事業者、新規事業者も対象とします。)
(補助内容) 移動販売用車両購入費等の 1/2
・厨房設備搭載車・保冷機能搭載車 (上限100万円)
・商品陳列、運搬用貨物車両 (上限 50万円)
・従来所有の車両を改修した場合の改修費 (上限50万円)
・リース契約の場合、当該年度のリース料 (上限50万円)

※平成23年3月11日以降に購入した移動販売車両が対象となります。

(上記2つの助成事業申請等について)

- 申請受付開始 8月25日(木)から
申請書設置場所 大槌町産業振興課 ・ 大槌商工会
申込締切 予算額に達した場合、年度途中で受付を終了することがあります。ご了承ください。
その他 すでに修繕工事が終了した、移動販売車両を購入している場合もご相談ください。

<問い合わせ先> 大槌町産業振興課 水産商工班 0193-42-8717 大槌商工会 0193-42-6550

1 3. ボランティアセンターからのお知らせ

「災害ボランティアセンターから復興支援ボランティアセンターへの移行について」

大槌町災害ボランティアセンターでは、9月1日から復興支援ボランティアセンターに名称を変更します。引き続きボランティアの派遣調整し、より一層被災者の生活に寄り添った支援を行ってまいりますので、協力をお願いします。

「源水川イトヨ再生キャンペーン ボランティア募集について」

大槌町の天然記念物イトヨが生息している源水川は、東日本大震災によって、壊滅的な被害を受けました。現在、NGO、ボランティアセンター、源水川河川組合、イトヨ保存会、漁業協同組合などにより、清掃活動を行ってまいりましたが、今後も継続的な清掃活動が必要です。そこで、イトヨ、源水川の再生活動に参加するボランティアを募集しています。

ボランティア希望者は、下記の番号に連絡ください。

<問い合わせ先> 大槌町災害ボランティアセンター 0193-41-1555

1 4. 生命保険協会からのお知らせ

家屋等の流出・焼失により生命保険に関する手がかりがない人のために、生命保険協会に加盟する生命保険会社に対し、災害地域生保契約照会センターを運営しています。加入している生命保険会社が不明な場合は、同センターに連絡ください。

なお、法務省より、被災された方のご遺体が発見されていない方についての死亡届の取扱いが公表されております。これを受け生命保険会社は保険金の支払いの準備をしています。不明な点がございましたら、加入している生命保険会社に問い合わせください。

<問い合わせ先> 災害地域生保契約照会センター 0120-001-731
生命保険相談所 0120-226-026